

秋 田 自 動 車 道
横手北～大曲間道路詳細設計

特 記 仕 様 書 (案)

令和8年10月

東日本高速道路株式会社
東北支社 横手工事事務所

目 次

第1章 総則	1
1－1 調査等概要	1
1－2 適用する共通仕様書	1
1－3 テクリスへの登録	1
1－4 履行期間	2
1－5 資料の貸与	2
1－6 受注者相互の協力	3
1－7 発注者または監督員が行う協議	3
1－8 計画工程表	3
1－9 調査等打合簿の作成及び提出について	5
1－10 工事記録情報の作成及び提出について	5
1－11 三者協議会について	5
第2章 業務細部に関する事項	5
2－1 適用すべき諸基準	5
2－2 設計条件	6
2－3 道路設計	6
2－4 連絡等施設設計	6
2－5 附帯工設計	7
2－6 3次元モデル作成	9
2－7 打合せ	10
2－8 交通費・宿泊費	10
2－9 クマ対策に係る対策費用	11
2－10 成果品	11
第3章 補足事項	12
3－1 調査等打合せ簿への概略業務量の提示	12
3－2 設計図書の変更及び追加が予想される内容	12

添付資料

- 様式－1 計画工程表
- 様式－2 履行期間通知書
- 様式－3 工事記録情報 完了届

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 秋田自動車道 横手北～大曲間道路詳細設計

1-1-2 道路名 秋田自動車道

1-1-3 履行箇所 自) 秋田県横手市猪岡字竜ノ末 (S T A. 8 5 + 6 0 . 0 0)
至) 秋田県大仙市内小友字上中田 (S T A. 1 9 6 + 4 0 . 0 0)

1-1-4 履行期間 6 6 0 日間

1-1-5 主な履行内容

道路設計 8 . 5 6 k m

連絡等施設設計 0 . 0 9 k m

附帯工設計

詳細図作成 1 4 枚

防雪柵設計 5 断面

工事用道路設計 A 1 . 6 4 k m

対策工詳細図作成 1 3 枚

座標計算 1 0 曲線

3次元モデル作成 9 . 5 8 k m

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

1-3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

(1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内

(3) 完了時は、完了届提出日の翌日から15日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、「登録内容確認システム」を用いて、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3 「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式-2）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 660 日間（まで）

※全体履行期間は余裕期間を含む日数

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5-1 及び 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は、別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
地形図、実測縦断図 実測横断図、座標計算書	秋田自動車道 横手～大曲間路線測量	令和9年5月下旬	電子成果品
3次元モデルのデータ （3次元モデル作成引継書シートを含む）			
土質地質調査報告書	秋田自動車道 横手北～大曲間土質調査		
橋梁高架等の一般図	秋田自動車道 雄物川第一橋他 2 橋橋梁一般図作成	令和9年8月上旬	電子成果品
概略設計成果品	平成30年度 東北支社管内北 道路構造 検討業務	契約締結の翌日 より7日以内	紙または 電子データ
完成図（I 期線）	各種の完成図		

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間及び夏期休暇（3 日）を除く

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
秋田自動車道 雄物川第一橋他 2 橋橋梁一般図作成	未定	未定	当社	

1-7 発注者または監督員が行う協議

発注者または監督員が行う協議で本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議の有無並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。

なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1-16 「関係官公署及び関係会社への手続き」に従って行う協議以外である。また、本業務の検討内容に応じて必要な協議の有無並びに完了予定時期を変更する場合がある。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA. 85+60～ STA. 194+40 付近	側 道 (下り線)	横手市 大仙市	工事用出入口 設置協議	令和 9 年 8 月上旬

(2) 河川、水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA. 85+60～ STA. 194+40 付近	用排水路 (下り線)	横手市 大仙市 秋田県南旭川水系土地改良区 秋田県雄物川筋土地改良区 大仙市大曲土地改良区 山城水系土地改良区	流末協議	令和 9 年 8 月上旬

1-8 計画工程表

1-8-1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1-14-1 「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表(本特記仕様書様式-1)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1-5 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、本特記仕様書 1-7 「発注者または監督員が行う協議」に示す協議完了予定時期及び共通仕様書 1-22 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

設計種別	項目	備考
道路設計	現地踏査	
	設計計画	
	計画条件の協議・決定	
	縦断設計	
	平面図作成	
	縦断図作成	
	標準横断図作成	
	横断図作成	
	用排水構造物設計	
	用排水系統図作成	
	数量計算	区間ごと
	設計報告書の作成	
連絡等施設設計	設計計画	
	計画条件の協議・決定	
	平面・縦断設計	
	平面図作成	
	縦断図作成	
	標準横断図作成	
	用排水構造物設計	
	数量計算	
	設計報告書の作成	
附帯工設計	詳細図作成	
	防雪柵設計	
	設計協議説明用図面作成	
	工事用道路設計 A	
	沈下及び安定解析、対策工法の検討	
	対策工詳細図作成	
	座標計算	
	3次元モデル作成	
設計打合せ		

1－8－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1－4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－1 4－3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査

等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1-9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。

1-10 工事記録情報の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1-4-4-1 「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和 8 年 7 月版とする。
- (2) 受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」（本特記仕様書様式—3）を調査等完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路㈱東北支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1-11 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において、発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に、別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

第 2 章 業務細部に関する事項

2-1 適用すべき諸基準

共通仕様書 5-2-1 「適用すべき諸基準」に、下記を追記する。

名称	発行	備考
BIM/CIM 取扱要領	国土交通省 大臣官房参事官（イノベーション）グループ	令和 8 年 3 月

2-2 設計条件

(1) 本線

- 1) 道路規格 : 第1種 第3級 B
- 2) 設計速度 : $V = 80 \text{ km/h}$
- 3) 車線数 : 完成4車線、暫定2車線
- 4) 上下区分 : 下り線
- 5) 計画交通量 : 約6,500台/日
- 6) 設計延長
 - 平地部 : 8.56km (橋梁高架部を除く)
 - 橋梁高架部 : 1.02km

(2) 連絡施設 (横手北SIC)

- 1) ランプ規格 : B規格
- 2) 計画交通量 : 850台/日 (本線前面交通量)

(3) 橋梁 (大戸川橋、下根田橋、雄物川第一橋)

- 1) 道路規格 : 第1種 第3級 B
- 2) 設計速度 : $V = 80 \text{ km/h}$
- 3) 車線数 : 完成4車線、暫定2車線
- 4) 上下区分 : 下り線
- 5) 有効幅員 : 9.25m
- 6) 車線幅員 : 7.00m
- 7) 設計荷重 : B活荷重

2-3 道路設計

2-3-1 詳細設計

本設計は次に示すとおり行うものとする。

項目	設計区分	設計内容	備考
現地踏査	I 期線工事完了後のⅡ 期線部詳細設計	2 車線の設計	
設計計画	詳細設計		
縦断設計			
平面図作成	I 期線工事完了後のⅡ 期線部詳細設計		
縦断図作成	詳細設計		
標準横断図作成	I 期線工事完了後のⅡ 期線部詳細設計		
横断図作成（単一断面）			
用排水設計			
数量計算（単一断面）			

2-4 連絡等施設設計

2-4-1 詳細設計

本設計では次に示すとおり行うものとする。

項目	種別	設計区分	備考
設計計画	I C ・ S A 設計	協議用図面作成Aまたは B 後の詳細設計	
平面・縦断設計			
1/500 平面図作成			
1/1000 平面図作成			
1/200 詳細平面図作成			
平面線形図作成			
縦断図作成			
標準横断図作成			
用排水設計			
数量計算			

2-5 附帯工設計

2-5-1 詳細図作成

詳細図作成は次に示すとおり行うものとする。

区分	図面種類	枚数	作成難易度	簡易な応力計算	備考
用排水工	用・排水溝、用・排水管	3	簡単	無	
	集水ます	2	簡単	無	
	油水分離ます	3	簡単	無	
簡易舗装工	工事用進入路（本線）	6	普通	無	

2-5-2 防雪柵設計

防雪柵設計、防雪柵基礎杭設計及び防雪柵割付図は次に示すとおり行うものとする。

項目	設計区分	数量	備考
防雪柵設計（標準準用）	詳細設計	2 断面	完成図を準用するもの（貸与資料の設計計算及び図面を利用）
防雪柵設計（基本）	詳細設計	2 断面	完成図が準用できず、設計要領第5集「遮音壁」に則り設計し、基本となる設計
防雪柵設計（基本適用）	詳細設計	1 断面	完成図が準用できず、基本となる設計を適用するもの（設計計算が不要で、図面作成及び材料計算のみ）
防雪柵基礎杭設計（標準準用）	詳細設計	1 基	完成図を準用するもの（貸与資料の設計計算及び図面を利用）
防雪柵基礎杭設計（基本）	詳細設計	1 基	完成図が準用できず、設計要領第5集「遮音壁」に則り設計し、基本となる設計
防雪柵基礎杭設計（基本適用）	詳細設計	1 基	完成図が準用できず、基本となる設計を適用するもの（設計計算が不要で、図面作成及び材料計算のみ）

防雪柵割付図作成	詳細設計	20枚	共通仕様書5-5-4「詳細図作成」のり面工詳細図（簡単）を適用し、防雪柵及び基礎杭の割付図を作成するもの
----------	------	-----	--

2-5-3 設計協議説明用図面作成

設計協議説明用図面作成は次に示すとおり行うものとする。

図面種類	枚数	作成難易度	備考
設計協議説明用図面作成	12	普通	撤去工平面図
	2	普通	撤去工詳細図（防雪柵）
	2	普通	仮設防護柵詳細図
	14	複雑	撤去工詳細図（バスストップ）

2-5-4 工事用道路設計

本設計は次に示す箇所について行うものとする。

位置番号	接続道路名	設計区分		備考
1～15	側道（Ⅱ期線側）	工事用道路設計A	詳細設計	

2-5-5 沈下及び安定解析

沈下及び安定解析は、次に示すとおり軟弱地盤等における基礎地盤の沈下解析、安定解析、解析結果に基づいての対策工法の検討を行い、その結果をもとにして工事实施に必要な詳細図作成及び数量算出を行うものとする。

項目	設計内容	数量
沈下解析	盛土等の施工に伴う沈下の推移を求める	2断面
安定解析	盛土等のすべりに対する安定解析	2断面
対策工法の検討	施工性・経済性等を考慮し現地の諸条件に最も適した対策工法を検討する なお、対策工法には沈下及び安定検討は含まない	5対策箇所
対策工詳細図作成	軟弱地盤対策工の展開図、断面図及び施工要領図 作成難易度：普通	13枚

2-5-6 座標計算

本設計は次に示す箇所について行うものとする。

項目	区分	測点	備考
座標計算計画	本線中心線	STA. 75+63.2912 ～STA. 198+87.9303	
座標計算			
座標計算報告書作成			

2-6 3次元モデル作成

2-6-1 3次元モデルの活用内容（BIM/CIM 実施内容）

3次元モデルの活用内容（BIM/CIM 実施内容）は下表のとおりとし、BIM/CIM 取扱要領「附属資料 1 推奨項目一覧」や過去の実施事例等を参考にして、受発注者で実施内容について協議し決定するものとする。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができるものとする。

活用内容	活用内容の詳細
出来上がり全体イメージの確認	出来上がりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、受発注者間協議の省力化を図り、地元説明および現場案内等での工事説明の理解促進し、土工工事と橋梁工事における工事調整等に役立てるもの。 本業務では、工事用道路及び流末協議等に使用することを想定している。
特定部の確認や情報伝達（2次元図面の確認補助）	2次元では表現が難しい特定部や3次元の位置情報や視覚化により課題を効率的に後段階に伝達できる箇所は、3次元モデルにより関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図るもの。 本業務では、Ⅱ期線保護路肩と施工済み函渠工地覆との接続部を確認し、地覆のかさ上げや防護柵支柱設置位置の検討に使用することを想定している。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認するもの。 本業務では、工事用進入路の残置により、Ⅱ期線側の舗装・交通安全施設・通信管路及び防雪柵等と与える影響を検証することを想定している。

（参考）3次元モデル作成の目安	
詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料3 オブジェクト分類」を参照）。

2-6-2 使用するソフトウェア

本業務では、3次元モデルの活用目的に応じてソフトウェアを準備する。3次元モデルの納品ファイル形式については、BIM/CIM 取扱要領「1-7 データ連携に対応したソフトウェアの活用」表-4による。導入するソフトウェアの選定にあたっては、対象とする3次元モデルとその納品ファイル形式を適切に扱えることが前提となる。

また、発注者が本業務の成果の閲覧等に使用する予定のソフトは、AutoCAD Civil 3D、Autodesk InfraWorks 及び Autodesk Navisworks（Autodesk 社）である。

2-6-3 BIM/CIM 実施計画書の作成

受注者は BIM/CIM の実施内容について協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、発注者へ提出するものとする。「BIM/CIM 実施計画書」は BIM/CIM 取扱要領「2-2 BIM/CIM 実施計画書の作成」に基づき作成するものとする。

現況地形については、本特記仕様書 1-5 「資料の貸与」に示す測量成果を用いるものとする。

2-6-4 3次元モデルの作成

受注者は BIM/CIM の目的や実施内容を記載した「BIM/CIM 実施計画書」に基づき 3次元モデル（3次元形状データ＋属性情報）を作成するものとする。

2-6-5 検測数量

3次元モデル作成の検測数量は、路線延長（km）とする。

2-6-6 設計報告書

設計報告書作成に当たっては、共通仕様書 5-3-3（または 5-4-3）（11）「設計報告書」に加え「BIM/CIM 実施報告書」を作成するものとする。作成にあたっては、BIM/CIM 取扱要領「2-4 BIM/CIM 実施報告書の作成」を参考にし、2-6-3 「BIM/CIM 実施計画書」に基づき作成するものとする。

2-7 打合せ

2-7-1 打合せの回数

打合せの回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め 7 回とする。当初の打合せは現地踏査時に実施し、打合せの検測数量は 1 式とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社横手工事事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

なお、完了検査は WEB 方式により行うものとする。ただし、WEB 方式による実施が困難な場合は、対面方式による実施について別途監督員と協議するものとする。

2-8 交通費・宿泊費

技術業務直接人件費に関する、交通費・宿泊費には、設計打合せ及び現地踏査に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

なお、完了検査は WEB 方式にて行うため、交通費・宿泊費の費用は計上しないものとし、協議により完了検査が WEB 方式から対面方式に変更になった場合の費用については、別途監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

内訳書の項目	単位	数量	区分内容	備考
交通費・宿泊費	式	1	本支店等所在地から打合せ場所までの交通費	

2-9 クマ対策に係る対策費用

2-9-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2-9-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2-10 成果品

本業務の成果品は共通仕様書 1-45-5「標準提出部数」によるほか、以下のとおり作成するものとする。

(1) 報告書

本業務の報告書の表紙は、黒色、金文字製本とする。

(2) 3次元モデル作成納品データ

成果品は、共通仕様書 5-3-8「成果品一覧表」に加え、BIM/CIM 取扱要領「2-5 成果物の納品」に基づき下記を追加し納品する。

- ・ BIM/CIM 実施（変更）計画書
- ・ BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- ・ 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式※、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

※ 納品する土工モデルには、横断形状の変化する箇所の横断形状データを加えるものとし、J-LandXML で出力したものを納品すること。

上記成果品の納品は共通仕様書 1-45-1「成果品」によらず、納品するメディアは、BD-R、DVD-R を標準とし、データ量が多い場合などは、HDD での納品などについて受発注者間で協議するものとする。また、発注者と受注者では閲覧に用いるパーソナルコンピュータの環境が異なるため、異なる環境であっても、3次元モデルと3次元モデルが参照しているファイルを含めて、問題なく閲覧・編集が可能かどうか確認・修正したうえで納品すること。

第3章 補足事項

3-1 調査等打合せ簿への概略業務量の提示

- (1) 業務の進捗に伴い、業務内容の追加や変更に係る打合せが行われ、発注者から概略業務量の提出を求められた場合、受注者は当該業務内容に応じた適正な概略業務量(技師B換算の人工数と期間)を「調査等打合せ簿」へ記載し発注者へ提出するものとする。

なお、提出を求める概略業務量は、調査等積算基準に定めのない業務とする。

- (2) 提出された概略業務量は、変更契約額・変更履行期間を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用する等、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

3-2 設計図書の変更及び追加が予想される内容

- (1) 関係機関との協議の結果に基づく、設計内容の変更及び追加

様式－2

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 東北支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 秋田自動車道 横手北～大曲間道路詳細設計

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日) (3－2. 受注者が設定した業務の終期)

監督員 _____ 殿

受 注
管理技術者 _____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名		東日本高速道路(株) 東北支社 横手工事事務所	
調 査 等 名		秋田自動車道 横手北～大曲間道路詳細設計	
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。